

委員から提案された条文の案・条例の骨格など

前文について（前文案、意見）

緑につつまれた深大寺そして深大寺そばのおいしさ。水豊かな多摩川そして多摩川の夜空に咲く花火のすばらしさ。映画がつくられ、サッカースタジアムが歓声につつまれ、そして文化会館「たづくり」に人々がにぎやかに集まる。わたくしたちはそんな調布が大好きです。

わたくしたちは、「みんながつくる・笑顔輝くまち調布」をめざしています。日本国憲法が地方自治を保障しています。自治体にあつては住民が主役です。住民は安全な生活への願いを実現するために市長を選び、市議会議員を選びます。市長を中心とする行政と議会は、情報公開のもと、たがいに協調しながら活動し、住民もまた、知恵を出し合つて、その活動に参加し監視もします。

わたくしたちは、住民自治に支えられた調布市の現在そして将来のありかたを法的に明らかにするため、ここに調布市自治基本条例を定めます。

私たちが暮らす調布市域には50ヶ所余の遺跡があり、その出土遺構・遺物からも原始古代から人々の生活が営まれていたことがわかります。

調布市は武蔵野台地の南縁に位置し、南側には多摩川があり、東京都全域(離島を除く)のほぼ中央部にあります。国分寺崖線と府中崖線を有し、崖線沿いには湧水が多く、その湧水を集めて流れる野川、仙川、入間川など多摩川の支流が市内の河川として知られています。また、きれいな水として象徴される「映画のまち調布」は東洋のハリウッドといわれた時期があり、現在も映画関連施設や企業・人材が多くあります。

私たち調布市は、市制施行50周年を迎え、この豊富な水と緑の自然環境とそして先人たちが培ってきた文化・資源を生かし、より豊かで活力ある地域社会の実現を目指します。

地方分権化により、今まで以上に地域のことは、市民自らが責任を持って決めていかなければなりません。調布市が自立した自治体になっていくためには、子どもからお年寄りまでが学び・働き・暮らし続けられるまちづくりが必要であり、そのための市民の行政への参画及び行政と市民との協働の仕組みを定めることが求められます。

市民一人ひとりの基本的人権を尊重し、市民の英知と努力で「調布らしい」自治を築いていくことを宣言し、ここに条例を制定します。

調布市は、都区部と隣接する地域にあつて、川や公園等水や緑の自然環境にも恵まれ、まちづくりにおいても市民参加が年々盛んになってきているまちです。自治の担い手である私達調布市民は、日本国憲法に基づいて、世界平和への寄与、基本的人権の尊重に努めます。

21世紀の今日、我々の宝である歴史、自然、文化を大切に受け継ぎ、又、乳幼児から高齢者まで障害の有無・性別・国籍・信条などの隔てなく安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指します。

その為に市民・議会・市長との間で共通の認識のもとに、それぞれの役割と責務を明

確にし、協働していく為の基本原則として、ここに調布市住民自治基本条例を定めます。

私たちが暮らす調布市は、武蔵野の面影を残すみどりと水辺など、四季の変化に富む豊かな自然環境に恵まれた交通の利便性のよいまちです。

先人が積み重ねてきた歴史、たゆまぬ努力によって培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民が英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。

私たち市民は、このような「調布らしさ」を大切にしながら、健康で快適な生活を目指し、幸せから取り残される人のいないまちを築いていきます。

そのために私たちは、お互いの立場を理解し、市民相互間の交流を深め、自ら主体的に市政に参加・参画し、市民と行政との協働による市政の実現を目指していく必要があります。

地方自治とは、そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは市民自らが責任を持って決定する、という市民自治の基本理念の実現と、すべての人が安全で安心して暮らすことができる地域社会の創造を目指し、私たちはここに調布市自治基本条例を制定します。

調布らしさを出すことは大切だが、「調布らしさ」と言葉で言うことは簡単だが、では何を書けばベストか。人と人とのつながりのように、目に見えなくても生きていく上で大切なことを盛り込みたい。

我が住む町（市）を大切にすることは、もちろん大事だが大きく言えば世界中の人の命は皆同じく大切だ。調布市内でさえ地域差があるように、自分の関わるエリアだけを大事にするというより世界 日本 東京、調布は、その一部分であり全部がつながっている。

緑あり、水辺ありと市民に愛される所を入れながら、特に画期的なものがたとえなくても、ゴミが落ちていないまち・笑顔が輝くまち・隣近所の顔の見えるまち・住んでみたくなるまちなど身近な言葉で表現したい。

独自のものを作ろうとするあまり複雑になりすぎるより、読むことで心が安らぐようなやさしい前文を望む。 - それで調布らしさになればよい。

盛り込みたい内容、項目

盛り込みたい内容

1. 行政は市民に必要なことを、市民が出したお金で、市民に代わって行う機関
2. 当該条例は、自治体のあり方の理念であること。具体的な個別内容に関するものではない
3. 議会と当該条例との関係を明らかにする
4. 間接民主主義では、議会が民意を反映すべきであること。
5. 民意の取捨選択は、議会が行うべきであること
6. 議会の調査、立法、監督、監査能力の向上と、その仕組みづくり
7. 市民には権利だけでなく義務もある
8. 市民は地域社会のためには我慢も必要
9. 市民の権利とわがままを混同させない
10. 地域社会のために協力する義務
11. 市職員(公務員)の権利・権限・義務・責任を明確にする

前文 目的 定義 基本理念・基本原則 市民の権利・責務
事業者の権利・責務情報共有の原則と施策 行政情報を知る権利
個人情報保護 会議公開の原則 説明責任 意見・要望・苦情等への応答
行政評価 条例の基本理念としての参加・協働 自治体(行政)運営と参加・協議
参加の権利・責務 総合計画等の策定における参加・協働 意見の提出及び募集
住民投票 付属機関等への参加 コミュニティの意義と支援
市区町村及び執行機関の基本的な役割・責務 首長の責務 職員の責務・育成
執行機関の組織・執行体制 総合計画に基づく行政運営 行政手続
総合的な行政サービスの提供 財政運営の基本事項 議会
市外の人々との連携 自治体・国等の他機関との連携協力
この条例の検討・見直し この条例の位置づけ

- ・目的
- ・住民自治の基本原則
- ・市民の権利と義務(市民の定義)
- ・情報の共有(公開・管理)
- ・市役所の責務(市長・職員)
- ・議会の役割と責務
- ・市民参加の推進
- ・条例の位置づけ

少ない項目、わかりやすい内容で、なるべく通常会話で使う言葉で、簡潔に。
現在調布市には、すでに多くの条例がある。細かい部分は各条例や市民参加プログラムなどにまかせたい。

私たち市民が自治を意識し、向上できる目標にしたい。

条例の骨格

総則	第1条(目的)
	2条(条例の位置づけ)
	3条(定義)
基本理念	4条(基本理念)
市民	5条(市民の権利)
	6条(市民の責務)
	7条(子ども)
	8条(コミュニティー)
市議会	9条(市議会の責務)
	10条(市議会議員の責務)
市長	11条(市長の責務)
	12条(市職員の責務)
市政運営	13条(市政運営の原則)
	14条(情報公開・情報共有)
	15条(説明責任)
	16条(個人情報の保護)
	17条(意見・要望・苦情などへの対応)
	18条(オンブズマン)
	19条(財政評価)
	20条(行政評価)

条文案（全文）

前 文

第1章 総 則

第1条 目的

この条例は、市の重要な政策決定を市民及び市が協働で行い、それぞれの役割と責務を明らかにしたうえで、市民自治の基本原則を定めることを目的とする。

第2条 条例の置付け

この条例は、本市の市民自治の基本となるものであり、市長は、この条例を最大限に尊重し、基本構想及びそれに基づく基本計画を定めるとともに、他の条例及び規則等の制定改廃並びにその他諸の整備に努めなければならない。

第3条 定義

・用語の定義

市民・・・市内在住、在勤、在学、市内を主たる活動拠点としている者・及び市内で事業活動を行う者

団体・・・市内の民間営利・非営利の団体

市・・・市長・市の執行機関、市議会

協働・・・上記主体が自立し対等の関係で、かつ、相互に協調して行う活動

参画・・・市の様々な行政活動（構想・計画段階から実施、評価に至るまで）に関して、自らの権利と義務を自覚しながら意見や考えをのべること。
施策によっては、実際の行動を伴う場合もある。

第2章 基本理念

第4条 基本理念

1．市民自治の基本理念

市民が主役の市政運営（市民主権）

市民自治の基本理念

市民の自主的活動（責任と役割）、協働（自立・対等・協調の関係）、連携の推進が市民自治の基礎

第5条 基本原則

1．市民自治の基本原則

市民全体の利益の推進に努める。

市民が自立的運営に努める。

市民が民主的運営に努める。

情報の共有に努める。

市民と団体・市が協働・相互尊重に努める。

環境の保全・維持に配慮する。

第3章 市民の権利及び責務

第6条 市政参画及び平等の権利

市民は、市政へ参画する権利を有し、公平・公正な扱いを受ける権利を有す

る。

市民は、市の保有する情報の提供を受け、かつ、取得する権利を有する。

市民は、住民監査請求の権利を有する。

市民は、まちづくりに関して、自らの意見を表明し、又は提案することができる。

市民は、市の執行機関が行う行政サービスを受ける権利を有する。

第7条 市民の責務

市民は、まちづくりに参画するにあたり、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

市民は、市の基本構想及びそれに基づく基本計画の策定をはじめとした市政の重要政策について、積極的に参加するよう努めるものとする。

相互尊重に努める。

第8条 コミュニティ

市民一人ひとりが、豊かな暮らしを作ることを前提とした様々な生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

2. コミュニティにおける市民の役割

市民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、安全で安心して暮らせるコミュニティを守り、育てるように努める。

3. 市とコミュニティのかかわり

市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的活動を必要に応じて支援する。

4. コミュニティ拠点の充実

市は、活動の場として、学校の空き教室等を提供する。

第4章 市の責務（市の運営原則）

第9条 市長の責務

市長は、市政の代表者として、施策の立案及び決定について責務を持つと共に、市民及び議会の意思を尊重し、公正で円滑な自治の運営を図らなければならない。

市長は、その行使する権限が市民の信託に基づいていることを自覚し、その責務を誠実に果たさなければならない。

市長は、重要な計画等を策定する場合、市民及び議会にその計画案を提示しなければならない。

市長は、市民及び議会に対して説明責任及び応答責任を果たさなければならない。

市長は、その補助執行者である市職員の適切な指揮監督をするとともに市政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。

第10条 市の説明・応答責任

市は、市政運営における公正確保及び透明性向上を実現するため、施策の立案から実施及びその評価に至るまでの説明責任を負う。

2. 意見・要望・苦情・提案等への応答義務

市は、市民の意見や要望、苦情等の申し立てに対して、迅速かつ誠実に処理を進め、市民に応答しなければならない。

3. 意見・要望・苦情・提案等への対応のための機関

- ・市の組織の中に総合調整室を創設する。
- ・市民による市民相談窓口を開設する。

第11条 執行機関の責務（市の責務）

1. 市の責務

市民の権利の尊重と市民自治の推進

効率的運営の責任を負う。

民間の経営手法等を適用し、効率化、活性化を図る。

情報公開の保障、市民の知る権利の保障

市民・団体・事業者との調整

市民参加機会の提供・参加の保障

市民の安全と生命を守り、危機管理を行う。

第12条 市の組織体制

市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業計画並びに法令等で定められた事務について、公正迅速に執行できる組織体制を整備しなければならない。

2. 市の執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員を養成しなければならない。

第13条 市職員の責務

市民自治活動との協働・連携の積極的推進

市民参加の保障、公正な市政運営、協働の遵守

政策能力の向上（職員の自己研鑽）

正当な内部告発で不利益を受けない。

第5章 市議会の権限及び責務

第14条 市議会の権限

市議会は、市の重要事項を議決する権限及び市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有する。

2. 市議会は、条例の制定改廃、予算、決算等を議決する権限及び執行機関に対する検査、監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。

第15条 市議会の責務

全会議内容の開示（TVを使った議会放映・マスコミとの共同実施）

市民との直接対話、意見集約

議会の公正な運営、活性化

第16条 市議会議員の責務

市民の代表として、品位と名誉を重んじ、常に市民全体の利益を行動の指針

とする。

市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければならない。

第6章 市政への参画

第17条 参加原則

市民は、市政の計画、立案、実施、評価等の場面において、参画する権利を有する。

市民参加の手続きを規則として定め、市はこれを遵守しなければならない。

第18条 参画者の義務

市政に参画する者は、その権利を信義に従い、誠実に行使しなければならない。

- 2 前項に定める権利の行使は、市民の自由な意思に基づくものであり、これを使用することまたはしないことにより市民は、いかなる不利益も受けない。

第19条 市政参画推進委員会の設置

1. 市政参画推進委員会の設置

市は、市政参画及び市民自治の推進を図るため、市政参画推進委員会を設置する。

委員会は、市政参画等の実施状況を把握するとともに、評価・助言を行い、市民参画等の推進に努めなければならない。

委員会の委員の半数以上は、市民公募による委員とする。

委員会は、市政参画等の実施状況に関して、必要があると認める場合には、市長に勧告することができる。

市長は、前項の勧告があった場合には、その勧告を尊重しなければならない。

第20条 参画の保障

市の執行機関は、次に掲げる行政活動を実施しようとするときは、市民の参画する機会を保障するものとする。

- (1) 市の基本計画等の基本的事項を定める計画等の策定または改定
- (2) 市の基本的な条例の制定改廃にかかわる案の策定
- (3) 市民に義務を課し、または権利を制限する条例の制定・改正に係わる案の策定
- (4) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入及び改廃
- (5) 大規模な公共施設の設置に関わる基本計画などの策定及び運営に関する方針の決定または変更

第7章 情報の共有

第21条 情報収集と保存

市民と市は、市民自治の理念を実現するために必要な情報を共有する。

第22条 共有の体系

・情報共有推進のため、次の制度を確立する。

1. 市の事業に関する情報の提供
2. 市の事業に関する会議の公開
3. 市が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する。

4. 市民の意見、提案等がまちづくりに反映される。
5. 市民からの意見・要望・提案等の情報を一元化し、公開する。

第23条 個人情報の保護

市は、自己に関する個人情報の閲覧、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、市民の基本的人権の擁護を図るために、個人情報保護に努めなければならない。

第8章 財政

第24条 予算編成・予算執行

予算編成及び執行は、総合計画を踏まえて行う。

予算編成にあたっては、市民が予算を具体的に把握できるよう、十分な情報の提供に努めなければならない。

前項の情報の提供は、市の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう、解り易い方法によるものとする。

第25条 決算

市長は、決算に関わる市の重要な成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価につながるよう配慮し、公表しなければならない。

第26条 財産管理

市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な及び効率的な運用を図るために財産の管理計画を定め、その状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。

第9章 評価

第27条 評価の実施

市は、市政全般に関する評価を行う。

この評価は、市民を交えた外部の者が行政評価を行う。

(評価委員会の設置)

第28条 評価方法の検討

前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、継続してこれを改善しなければならない。

- 2 評価結果をわかりやすく市民に公表する。

第10章 不利益者の救済

第29条 救済機関

市民の権利侵害の救済を目的として、救済機関を設置することができる。

- 2 前項で定める救済機関については、別に条例で定める。

第30条 参画機会保障の申し立て

市民は、参画機会保障が十分でないと思われる場合には、第19条に規定する市政参画委員会に対して、適切な方法で市民参画を実施するよう請求することができる。

る。

- 2 市政参画推進委員会は、前項の請求を受けた場合、速やかに当該請求について審議し、これに相当な理由があると認められるときは、市長に対して直ちに適切な方法で市民参画を実施するよう勧告しなければならない。
- 3 市長は、前項の勧告を誠実に履行しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、必要な事項は別に条例で定める。

第11章 住民投票

第31条 住民投票

市は、市政に係わる重要事項について次の各号のいずれかに該当する場合には、広く市民の総意を把握するため住民投票を実施することができる。

- (1) 有権者の総数の50分の1以上の者の連署を持って、その代表者から市長に対して住民投票実施に関する条例の制定の請求があり、これを受け市長が議会に付議した後、当該条例が議決されたとき。
- (2) 市長自らが住民投票実施に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。
 2. 住民投票の実施に関して必要な事項は、別に定める。
 3. 市民及び市は、住民投票結果を尊重しなければならない。

第12章 その他

第32条 国・東京都及び近隣自治体との関係

1 国、都との関係

市は、国、東京都との対等性の明確化を図り、市政における業務は、自らの判断と責任において定め、処理するものとする。

2 近隣自治体との連携

市は、近隣自治体及びその住民並びに当該地域に所在する市政関係機関と協働し、広域的な市民自治の実現に努めるものとする。

市は、近隣自治体と情報の共有及び相互理解を図り、公共施設の相互利用などを図るものとする。

第33条 改正

この条例の改正あたっては、この条例の理念及び基本原則に基づき必要な措置を講じなければならない。

第34条 委任

この条例の施行に関しその他必要事項は、市が別に定める。

条文案（全文）

具体的条文の案を示したものではない。また、条文化作業が不要であることは従来通り。

議論の便宜に、という意味。諸委員の提案的意見を盛り込むための作業用。したがって、これにこだわることは無用。

立法技術の約束事は相当にくずしてある。

前文

第1章 総則

第1条（目的）

第2条（基本条例の法的性質・最高の条例としての位置づけ）

第1項 この基本条例は他の条例、規則、要綱に優越するものと位置づけられる。

第2項 現在ある条例等は、その解釈、運用がこの基本条例に即したものでなければならぬとともに、必要に応じて基本条例に即して改廃をしなければならない。

第3項 新しく制定される条例等は、この基本条例に即したものでなければならぬ。

第4項 この基本条例は一般的、個別的な条例等によって具体化されなければならない。

第3条（定義）

この基本条例における用語の定義をつぎのようにする。

一（号） 住民

二（号） 条例等 調布市の条例、規則および要綱のことであり、本条例はとくに基本条例と称する。

三（号） 執行機関 調布市の市長、教育委員会、監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産税評価委員会をいう。

四（号） 補助機関 執行機関を補助する一般職（市職員）および特別職の公務員

五（号） 付属機関 執行機関に付属して設置されるすべての機関

六（号） 市政 調布市における議会および執行機関による政策の形成（条例等の制定または計画の策定にいたる過程）および執行（政策の実現過程）のことをいう。

第2章 原理と原則

第4条（情報公開の原理）

第1項 住民には住民の財産である市政に関する情報を知る権利がある。

第2項 市政は、あらゆる面において、情報公開が追究されなければならない。

第5条（公正と透明性の原理）

市政は、あらゆる面において、公正と透明性（内容と過程が住民にとって明らかであること）の向上が図られなければならない。

第6条（住民参加の原理）

第1項 住民には市政に参加する権利がある。

第2項 市政は、基本構想の策定をはじめとし、あらゆる面において、情報公開を前提とするさまざまな形の住民参加が追究され工夫されなければならない。

第7条（計画的な行政の原則）

第1項 市政は計画的に遂行されなければならない。

第2項 市政は行政評価に基づいて遂行されなければならない。

第8条（住民参加実施の原則）

住民参加の内容、形態、方法、程度等は、それぞれの領域における必然性と必要性に応じたものが積極的に検討、追究されなければならないとともに、それはできるだけ条例化されなければならない。その際には、とくに次世代の参加が配慮されなければならない。

第9条（要綱行政抑制の原則）

市政は条例に基づくこととし要綱にもとづくことは抑制されなければならない。

第3章 責務

第10条（住民の責務）

住民は、この基本条例をよく理解し、市政に積極的に参加するとともに市政を監視するものとする。

第11条（議会の責務）

議会は、この基本条例をよく理解し、とくに条例にもとづく市政の推進につとめなければならない。

第12条（執行機関の責務）

第1項 執行機関は、この基本条例をよく理解し、住民に関われた市政を展開しなければならない。

第2項 執行機関は、とくに柔軟で効果的な住民参加のありかたを提案し実施しなければならない。

第3項 執行機関は、行政評価にもとづく計画的行政を推進しなければならない。

第4項 執行機関は、法制度の形式的解釈運用におちいることのないようにしなければならないとともに、自らの判断と責任における法制度の解釈適用につとめるようにしなければならない。

第4章 組織

第13条（議会と執行機関の関係）

議会と執行機関は、ともに、開かれた場で相互に必要な議論をつくすとともに、それを住民に説明するなどの広報活動を積極的におこなうものとする。

第14条（執行機関）

第1項 市長は、人選等のあり方もふくめ、他の執行機関を統合的に指揮するとともに、補助機関を指揮監督しなければならない。

第2項 市長は、職務がたてわりのにならないようにしなければならない。

第15条（出資団体等）

出資団体の設置は抑制されなければならないとともに、現在ある出資団体については情報公開の対象としなければならない。

第16条（町内会、自治会およびNPO）

町内会、自治会およびNPOをはじめとするさまざまな住民ネットワークは調布の文化創造に不可欠なものである。

第17条（国、東京都および他の地方公共団体との関係）

第1項 国、東京都および他の地方公共団体との関係は、相互に対等であるとともに、協調関係が保たれるものである。

第2項 住民の福祉向上のために、必要に応じて、近隣の自治体をはじめとする他の自治体との連携関係が必要である。

第3項 国および東京都に対しては、必要に応じて、積極的に意見を提出することが必要である。

第5章 財政と財務会計

第18条（財政）

市政は財政状況との関連がとくに意識されなければならない。

第19条（財務会計）

財務会計は、契約の締結をはじめとして、情報公開のほかに積極的な広報活動がおこなわれなければならない。

第6章 監視

第20条（基本条例監視評価委員会）

第1項 基本条例の実施状況を監視し評価する機関として基本条例監視委員会を設置する。

第2項 委員会の構成員はすべて住民とする。

第3項 委員会の細目は別に規則で定める。

第7章 補則

第21条（ ）

附則（施行期日）

条文案（全文）

* 目的

この条例は、調布市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び義務、事業者の権利及び義務、市政運営の基本原則並びに市民及び事業者の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図る事を目的とする。

* 基本条例の位置づけ

この条例は、市政の基本事項について、市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図ります。

* 住民の権利・責務

（権利）

・市制に参画する権利

市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有します。

・行政情報を知る権利

市民は、市が保有する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有します。

・個人情報の開示請求権

・学ぶ権利、学習する機会を得る権利

・住民投票を請求する権利

・地方自治法で定める行政サービスを等しく受ける権利

・選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権

（責務）

・自治の主体は市民である。

・自らの発言と行動に責任を持つこと。

* 議会の役割と責務

・議会は、市民に選ばれた議員によって組織された最高意思決定機関であり、市民の意思が市政に反映されることを念頭において活動します。

・議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査・監視すると共に、市の政策水準の向上及び行政運営の円滑化に努めます。

・議会は、公開とし、市民に開かれた場とします。

・議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく責任を有するとともに、情報公開請求に誠実に応えるよう努めます。

・議員は、住民に選ばれた者として議事に参加していることを自覚し、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます。

* 執行機関の責務

- ・市の執行機関は、条例、予算その他の市議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行に当たります。
- ・市の執行機関は、市民がまちづくりに参画する権利を保障するとともに、多様化、高度化する行政要望に適切に対応できる総合的な行政運営を行います。

(職員)

- ・職員は、市民生活の向上をめざし、市民との協働の原則に基づき職務を遂行します。
- ・職員は、地域の課題に対応する施策を立案し、実現する能力の向上に努めます。

(市長)

- ・市長は、市の職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に答えることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めます。

* 財政の運営

市の財政は、市民の税金その他の貴重な財源で支えられるものであることを踏まえ、運営されなければなりません。

(予算策定への参加)

- ・市民は、市が行う予算編成にあたっては、多様な機会を通じて提案を行うことができます。
- ・市長は、市民が予算に関する理解を深めることができるような十分な情報提供に努めます。

(予算編成と執行)

- ・市は、総合計画等や政策評価と連動した予算編成の仕組み及び中長期的な財政計画を確立し、健全な財政運営を図ります。
- ・市長は、市の財政状況、予算編成過程、重点施策が分かりやすい方法の情報提供を行います。
- ・市長は、まちづくりに関する事業の予定及び進行状況が明らかになるよう、執行計画を定めます。

(決算)

- ・市は、決算にかかわる市の主要な施策の成果を説明する書類、その他決算に関する書類を作成する時、市民や議会がそれらの施策の評価するのに役立つものとなるように努めます。

(財産管理)

- ・市長は、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めます。

2 管理計画は、資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定その他の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めます。

3 財産の管理は法令、条例及び財務規則の定めによるほか、第1項の管理計画に従ってすすめます。

(財政状況の公表)

・市長は、財政状況の公表にあたっては、これに対する市長の見解を市民に示します。

* 定義

(住民)

市内に住所を有するものをいう。

(市民)

市内に住み、働き、学ぶすべての者及び市内にある団体をいう。

(地方議会)

市議会は、地方自治法に定めるところにより、市民の直接選挙により選ばれた議員によって構成される意思決定機関である。

(執行機関)

執行機関は、自治体の行政事務を管理執行する機関である。具体的には、市長、各種行政委員会（教育委員会・農業委員会・選挙管理委員会等）がこれに当る。

(協働)

地域社会の課題の解決を図るために、市民と市、又は市民と市民がそれぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。

(参画)

政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定にかかわることをいう。

(出資団体)

* 政策形成の一般原則

(計画策定への参画)

市は、重要な計画策定に着手する時は、次の事項を公表し意見を求めます。

- (1) 計画の概要 (2) 計画策定の日程 (3) 予定する市民参加の手法
(4) その他必要とされる事項

2 市は、前項の計画を決定しようとする時は、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとします。

3 市は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表します。

(パブリックコメント制度)

市は、重要な計画及び政策の策定並びに条例の制定に際し、広く市民の意見を求めるパブリックコメント制度を実施します。

2 市民は、パブリックコメント制度に基づき、市に対して具体的な提案を行うことができます。

3 市長は、パブリックコメント制度による市民の提案を尊重します。

4 前項のパブリックコメント制度については、別に条例で定めます。

(市民意識調査)

市長は、まちづくりの重要な課題に取り組むにあたり、広く市民の意向を把握するために、市民意識調査を実施します。

2 市長は、市民意識調査の目的、対象者、結果の取り扱いについて、事前に明らかにします。

* 計画行政

(計画の策定等における原則)

総合的かつ計画的に市の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これを「総合計画」と総称する)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討を加えます。

2 市は、次に掲げる計画を策定する時は、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めます。

(1) 法令又は条例に規定する計画

(2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画

3 市は、前2項の計画に、次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施にあたっては、これらの事項に配慮した進捗管理に努めます。

(1) 計画の目標及びこれを達成するための市の仕事の内容

(2) 前号の仕事に要する見込まれる費用及び期間

(総則)

市長は、予算の編成及び執行にあたっては、総合計画を踏まえて行います。

* 施策評価

市は、総合計画その他の計画により進められた目標に照らし、取組みの有効性、効率性等について評価を実施します。

2 評価にあたっては、外部評価も含め最もふさわしい方法を採用します。

3 市は、前項の評価を次の年度の予算編成に活かします。

4 市は、評価の結果について、分かりやすい形で市民に公開します。

* 行政評価

市は、効率的かつ効果的に市政運営を行うとともに市政に関して市民に責任説明を果たすために、その実施し、又は実施しようとする政策、施策及び事務事業の評価を行い、その結果を市民に公表します。

2 市は、前項の評価の結果について、市民の意見を述べる機会を設けるよう努めます。

* 市民の参加・協働の推進

(市の責務)

市は、市民の意思を取り入れて、市民参画を基本とし、総合的かつ迅速な行政運営を行います。

2 市は、市民(地域コミュニティ、NPOなど)の自主的、自立的な活動に対しそ

の役割を理解し、必要に応じて支援、協働します。

(実施への参画)

事業の実施にあたり、市と市民は協働し、市民力を活かした活動が図られるように努めます。

2 市は、地域の問題を解決するために、NPO(非営利活動団体)、コミュニティ、大学等との協働を進めます。

(参画への支援)

市は、市民が参画する権利を行使しやすい環境を整備します。

2 市は年度当初に、その年度に行う予定の市民参画スケジュールを市民に知らせます。

* 住民投票

(住民投票)

市長は、市政の重要事項について、広く市民の総意を把握するため、市議会の議決を経て、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手続き、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

(住民投票の請求及び発議)

市に住所を有する年齢満 年以上の者は市政の重要事項について、その総数の分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

2 市議会は、市政にかかわる重要事項について、議員定数の1/2分の1以上の者の賛成を得て、議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求できます。

3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができます。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

5 住民投票の投票権を有する者は、市に住所を有する年齢満 年以上の者としてします。

6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

* 条例の検討・見直し

市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が調布市にふさわしいものであり続けているか検討します。

2 市は前項の規定による検討結果を踏まえ、この条例について見直すこととします。

条文案（個別条項：条例の目的）

第1 目的

- この条例は、（地方自治の本旨にのっとり、）住民が主役となったまちづくりを推進するため、市の施策の策定への住民の参画並びに、住民と議会及び執行機関との協働についての基本事項を定め、もって、住民の福祉の増進を図ることを目的とする。
- この条例は、住民による住民のための市政を一層推進させるため、住民の市の施策への参画並びに住民と市議会及び執行機関との協議についての基本的事項を定めることを目的とする。
- この条例は、住民の市政への参画並びに住民と執行機関及び議会との協働を促進するための基本事項を定めることにより、住民が主役となったまちづくりを推進し、笑顔輝くまち調布市の実現（創造）を目的とする。
- この条例は、施策の策定への住民参画、施策の評価、情報公開、住民投票の制度（並びに執行機関及び議会の在り方）等についての基本方針を定めることにより、住民が主役の民主的なまちづくりを促進し、住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

第1条(目的)

この条例は、調布市の自治の基本的なありかたを推進すると共に住民及び調布に関わる幅広い方々と市が力を合わせて、より住みやすい街の実現を図ることを目的とする。

条文案（個別条項） 意見など

個人情報保護について

- * 市民は個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集・保管及び利用について必要な措置を講じなければなりません。

「個人情報保護法」に関する項目を提案します。

同法に関しては、やや過剰反応気味ですので、取り扱いに関する基本的姿勢を打ち出せればと考えます。

意見・要望・苦情などへの対応

市は市民からの意見・要望・苦情の申し立てがあったならば、速やかに事実関係を調査し責任をもって対応します。

国及び他の地方公共団体との協力

市は、共通する課題を解決するため、国、東京都及び関係地方公共団体との情報共有と相互理解のもと、連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

市民参加に関する意見・条文案など

市民参加について

- * 審議会等については必ず公募委員を加える。
但し、なるべく多くの人に参加してもらう為に重複・再任は避けることとする。
会議は原則公開とし、より多くの市民に傍聴してもらうべく、席も十分に確保するように努める。

住民参加（市民参加）について：（ ）内の市民・住民のこだわりは無い。

- ・ 住民の中には、専門的な知識のある住民から、市政に全く素人の住民もいる。住民という曖昧な相手に対する課題を、住民自身が認識しなくてはならない。
- ・ 単なる住民の意識調査のレベルから、政策提言へアイデアを求めることなど、漠然と1つの言葉「住民参加」という言葉で覆うことを危惧します。
- ・ 市の職員にあっては、専門的な視点と推進力に期待します。市民に言わせて「市民からこのような意見が出ています。」など、市民参加を逆手に使った操作など、あってはならない。調布市をより良くする提案であれば、市民に積極的に説明し、理解を求めることも必要である。
- ・ しかしながら、施設の整備などでは、障がい者とその生活者としての専門性を尊び、協力を仰ぐべきである。当事者の体験を通じたより具体的で細やかな配慮ができるからである。（この場合も「住民参加のまちづくり」と表現してしまうのであろうか？）
- ・ 我々住民は、日々の暮らしからの視点に関しては、詳しい。未来の構想や、財政関連のコントロールなど口を出すのであれば、それなりの準備、あるいは、市が準備期間を経てからの住民参加を考えて欲しい。
- ・ 個人的には、住民参加などしなくても、しっかりと市を信頼して税金を払い、暮らしていきたいのである。

住民参加についての私見

住民参加をどのように考えるかは、基本条例の根幹に関わると考えます。前回の議論でも、直接参加して意見を述べなければ参加で無いような発言もありましたが、しかし、私の「参加」に対する考えは異なります。一口に参加といっても様々な形態があると考えた方がいいでしょうか。

- 1 市議会議員を選ぶ選挙は、間接民主主義としての住民参加の基本となります。
- 2 様々な委員会や懇談会等に委員として参加し、直接意見を述べることも当然住民参加でしょう。
- 3 住民自身によって計画立案したものを行政に提案することもまた参加の一形態かもしれません。
- 4 あえて行政が実施しなくても、住民が汗を流すことによって代行することも、参加の一つです。

この外にも、様々な住民参加の形態、パターンがあると思いますが、住民が直接参加出来なければ住民参加でないと考えることには賛成できません。全ての事柄に、住民が、しかも全住民が参加出来るわけではありません。

例えば、重要な問題が生じた時に全住民が会議に直接参加し、意見を述べることは不可能です。住民投票で、賛成か不賛成かを表明することは出来ても、そこに至る意見を集約するまでは議会、行政、あるいは一部の市民に委ねねば不可能です。大切なことは、チェックが出来、かつ軌道修正を可能とする仕組みが存在し、それを機能させるための情報公開がなされることと考えます。

問題の大小に係わらず、行政と議会があらゆる角度から検討すべきであり、そのために住民は議員と市長を選挙で選び、議員や市長、さらに実務に就く市職員がいるのではないのでしょうか。勿論、検討の過程で、住民の意見を聞く、あるいは反映させる仕組みは必要であることは言うまでもありません。

現時点で危惧されているのは、住民からの意見があっても、反映されないのではないかとことではないでしょうか。

重要なのは、この場合の住民の意見を誰がどのように取捨選択するかと言うことです。最終的にはこの責を負うのが議会と市長なのではないのでしょうか。当然、条例が制定されれば、住民投票も参加の一形態です。

このよう住民の意見を確実に市政に反映することを担保し、その仕組みづくりについて基本方針を示すのがこの条例であると考えます。

座長より示されました案の第8条（住民参加実施の原則）については、賛成です。特に「実施」という単語が入ったことがよいと思います。